

静岡県告示第237号

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「施設設置者」とは、 用地取得者又はその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第18号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）であって、物流施設を所有し、これを賃貸の用に供する者をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「施設設置者」とは、 用地取得者又はその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第21号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）であって、物流施設を所有し、これを賃貸の用に供する者をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。